

職業安定分科会雇用保険部会(第 123 回)	資料 1-2
平成 29 年 3 月 31 日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係政令の整備及び経過措置に関する 政令案概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要 (雇用保険法関係)

1. 激甚災害による離職者等に係る就職困難地域の基準(諮問要綱 1関係)

- 激甚災害による離職者等※に係る職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する基準は、以下のいずれかに該当することとする。
- (1) ①が②の2倍以上となるに至り、かつ、その状態が継続すると認められる地域であること。
- ① 毎月、その月前3月間に、当該地域において離職し、基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている一般被保険者の合計数で除して計算した率
- ② 毎年度、当該年度の前年度以前3年間ににおける全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各月の末日における全国の一般被保険者の合計数で除して計算した率
- (2) (1)の基準を満たす地域に近接する地域のうち、失業の状況が(1)の状態に準ずる地域であって、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わるまでに職業に就くことができない受給資格者が相当数生じると認められる地域であること。

(基準のイメージ)

地域を管轄する公共職業安定所で
基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数

地域に所在する事業所に雇用されている
一般被保険者の合計数

≥

全国の初回受給者数
の合計数

全国の一般被保険者
の合計数

× 2

※ 激甚災害による離職者等であって、本基準を満たす地域に居住する者は、120日の所定給付日数の延長の対象になる。

2. その他

- その他、所要の改正及び必要な経過措置の整備を行う。

【施行期日：平成29年4月1日】